平成２８年（フ）第３９３号
大分県津久見市大字日見1145番地の81
債務者　羽田まゆみ
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０６号
大分県別府市秋葉町５番15号　甲斐アパート１階
債務者　池上　靖彦
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０７号
大分県別府市秋葉町５番15号　甲斐アパート１階
債務者　池上　光江
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７４０号
仙台市泉区八乙女中央５丁目23番８号　ルマ・ヒロ八乙女101
債務者　伊勢　弥生
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７８９号
（住民票上の住所）栃木県日光市平ケ崎108番地２　コーポユザワ303号室
債務者　河合かおり（平成６年９月４日生）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８１７号
仙台市宮城野区中野字寺前44番地の２
債務者　遠藤　　忍
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
茨城県小美玉市山野1654番地26　藤井住宅１号室
債務者　白石　正夫
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４５号
京都市伏見区竹田中島町244　ラ・プリマベラ101、住民票上の住所京都市左京区岡崎真如堂前町17番地３　真如堂ハイツ302号
債務者　堀井　　庸
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
京都市伏見区西柳町550番地　ハイツベルセイム　302号室
債務者　兼濵しま子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
兵庫県姫路市網干区余子浜239―８　ＣＡＬＭＯ網干駅前103号、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区平松134番地
債務者　荒木　正則
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１３号
兵庫県加古川市平岡町新在家2135番地の１
フォルトゥーナＭ―Ⅲ―103号
債務者　瀬端　道宏
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７８９号
広島市安佐北区口田南１丁目10番22号
債務者　湯浅　洋一
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
広島県東広島市西条町西条東1260番地３
ティファナＢ棟５号
債務者　山根麻衣子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３５号
愛媛県松山市千舟町２丁目１番地17　メローハイツ302号
債務者　横久ひとみ
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３６号
愛媛県松山市千舟町２丁目１番地17　メローハイツ302号
債務者　横久　太一
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６０号
愛媛県松山市木屋町２丁目５番地20　プレアール木屋町101号
債務者　佐々木美和
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
福岡県古賀市舞の里１丁目18番18号
債務者　佐藤　靖弘
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部